

カムイワッカ地区における検討の進捗状況

トピック

1. 道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）におけるマイカー規制を平成 26 年 8 月 1 日～25 日及び 9 月 13 日～22 日の計 35 日間で実施した。
2. カムイワッカから硫黄山登山口間の道路特例使用制度を平成 26 年 6 月 21 日から 9 月 23 日の計 95 日間で運用した。
3. 平成 26 年 10 月に、カムイワッカの滝周辺の仮橋が撤去され、500m 手前にバス用旋回場が整備された。
4. 平成 27 年度のマイカー規制期間（シャトルバス運行期間）は、夏季 25 日間（8 月 1～25 日）、秋季 5 日間（9 月 19～23 日）とすることが決定した。

1. カムイワッカ地区自動車利用適正化対策

- ・平成 25 年度も前年と同様に、8 月 1 日～25 日及び 9 月 15 日～24 日の計 35 日間において、道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）におけるマイカー規制及びシャトルバスの運行を行った。

2. 硫黄山登山口利用

- ・道道知床公園線カムイワッカ～硫黄山登山口間については、落石の恐れがあることから平成 18 年より通行止めになっており、平成 23 年度より道路特例使用制度を試行運用している。
- ・平成 26 年度は、道道知床公園線の供用期間に合わせ、6 月 21 日から 9 月 23 日まで計 95 日間道路特例使用制度を運用し、全体の使用申請件数は 414 件、通行人数は延べ 911 人であった。なお、特例使用指導に係る現地管理員は今年度から配置されていない。

3. カムイワッカ湯の滝の利用

- ・平成 26 年度のカムイワッカ湯の滝の利用は、平成 18 年度以降の運用と同様に、一の滝上部までを供用区間とし、道道知床公園線の供用期間に合わせ、6 月 5 日から利用可能となった。
- ・8 月 19～25 日間において、試験的に監視員の配置を行わなかったが、大きな問題や支障は生じなかった。

4. カムイワッカ部会の開催状況

- 第 2 回カムイワッカ部会：平成 26 年 12 月 22 日

以下の議題について、情報共有・検討を行った。

- ・平成 26 年度カムイワッカ地区の利用状況について
- ・平成 26 年度カムイワッカ地区利用状況調査等について

- ・平成 27 年度のマイカー規制期間の設定について
- ・道道知床公園線カムイワッカ地区の整備について

5. カムイワッカ地区の整備について

- ・平成 26 年 10 月に、カムイワッカの滝周辺の仮橋が撤去され、500m 手前にバス用旋回場が整備された。
- ・平成 28 年度シーズン後半に、安全対策のための左岸補強工事（+バス旋回スペース整備）が実施される予定。
- ・この結果、今後の年度別の利用形態は以下の通りとなる。

年度	マイカー規制期間 (シャトルバス運行期間)	自由通行期間
平成 27 年度	滝 500m 手前でのバス降車	滝周辺まで車での立入が可能
平成 28 年度	滝 500m 手前でのバス降車	滝周辺まで車での立入が可能 (左岸補強工事との調整が必要)
平成 29 年度	滝周辺までバスでの立入が可能	滝周辺まで車での立入が可能

6. 平成 26 年度以降のカムイワッカ地区のマイカー規制期間について

年度	8 月	9 月	計
平成 26 年度	8 月 1 ~ 25 日	9 月 13 ~ 22 日	35 日間
平成 27 年度		9 月 19 ~ 23 日	30 日間
平成 28 年度		9 月 17 ~ 24 日	33 日間

- ・シャトルバスの運行本数については、運行体制や利用者の滞在時間等を踏まえて、事務局で検討を行う。
- ・道路施設の変更・改修等と調整し、必要に応じて追加的な規制期間の設定を検討する。
- ・7 月の 3 連休の局所的に混雑が予想される日については、利用円滑のための対策を実施する。
- ・平成 28 年度の運用については、前年度の運用状況を踏まえて最終的に部会での決定を行う。